



- 最低賃金の引き上げの答申が行われ、東京とは時間額が25円上昇する見込みになりました。新入社員など基本給の金額が低い方については、最低賃金を下回る可能性がありますので必ず確認しましょう。

資格取得時の本人確認事務変更について

- 平成28年9月より、公的年金サービス向上と本人確認徹底のため、厚生年金保険に加入する際の「被保険者資格取得届」に基礎年金番号を記入している方についても、住民票コードを特定し、本人確認を行うことになりました。
- 届出の氏名・住所等により一致する住民票コードが特定できなかった場合には、事業主様あてに「被保険者資格取得届」を返送し、住民票上の住所等を照会します。
⇒現住所と住民票住所が異なる場合は、備考欄に住民票住所を記入しておきましょう。
- 公的年金に初めて加入するなど、事業主様において基礎年金番号を確認できなかった場合については、これまでと同様に「被保険者資格取得届」に住民票上の住所の記入が必要となります。



- 従業員を採用する場合に、住民票の住所と現住所の相違を確認する作業が1つ増えます。なお、住所を確認する際には「住民票」ではなく「住民票記載事項証明書」を提出してもらいましょう。

平成28年度地域別最低賃金額改定の目安

東京都は現行の907円に25円の上昇で932円に

- 厚生労働省の中央最低賃金審議会で、平成28年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられその内容が公表されました。
- その目安はAランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円となっています。今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は24円(昨年度は18円)となり、目安額どおりに最低賃金が決定されれば、最低賃金が時給で決まるようになった平成14年度以降で最高額となる引上げとなります。

ランク	都道府県
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄



- 最低賃金は今後も上昇傾向にあると考えられます。昇給の際は、単に932円に引き上げるだけでなく、今後の最低賃金額の上昇も踏まえた金額を検討しましょう。
- なお、最低賃金は月給制の人も対象になります。月給者の最低賃金の計算方法に自信が無い場合は、お気軽にご相談ください！



判例ニュース

➤ 正社員のみ手当が一部違法とされた判例 (大阪高等裁判所 平成28年7月26日判決)

- 運送会社に有期契約で雇用され、滋賀県内の支店でトラック運転手として働く男性が、**正社員との賃金体系の格差は違法**として是正を求めた訴訟の控訴審判決で大阪高裁(池田光宏裁判長)は26日、正社員との間に**格差のある手当の一部に当たる計77万円の支払いを命じました。**
- パートや派遣社員らの待遇改善を目的として2013年に施行された改正労働契約法は、有期契約者と正社員の労働条件の違いを「業務の内容、責任の程度などの事情を考慮し、不合理であってはならない」と規定し、この解釈が争点でした。

➤ 労働基準法第4条違反とされた判例 (名古屋高等裁判所 平成28年4月27日判決)

- 在職中に**男女差別による賃金格差**があったとして賃金や退職金の差額の支払いを求めた訴訟の控訴審判決で1審(金沢地裁)判決を一部変更し、計約449万円の支払いを命じました。判決では、原告側の「退職金の算定基準に誤りがある」との訴えを認め、支払額を約7万2000円増額する判断を示しました。



- 上記の高裁判決の傾向としては、合理的な理由の無い賃金格差は違法という判断の傾向を示しています。正社員とそれ以外の雇用形態で賃金格差をつける場合は、具体的な仕事の違いを更に明確にしていくことが企業に求められていると考えて良いでしょう。

～今月のおすすめ～

蒸しナス梅豚炒めソース

【50文字で言うと…】

ナスを蒸しておき、豚肉を梅と調味料で炒めて薬味を乗せたら完成～。

【材料】

ナス4本
豚バラ肉250g
梅干し2個

【調味料】

しょうゆ大さじ1
みりんおおさじ1

【薬味】

みょうが2本
小ねぎ1本



【ナスの下準備】

皮を縞目にむいて5～10分水に浸し、500Wの電子レンジで4分加熱します。うちわであおぎながら冷まし、縦4～6等分に切ります。

【炒め方の具体的な方法】

梅干しは種を除いて刻み、調味料と混ぜます。豚肉は3cm長さに切ってごま油で炒め調味料を加えて炒め合わせます。

ビール好き女子担当のゆるゆるちよとおつまみ。

★おすすめ書籍のご紹介★

「自責社員と他責社員」松本 洋 著 →

つらくなってくと、誰でもつい「こんな売れない商品売ろうとするから悪い」「最近の若手社員はこらえ性がないからすぐ辞める」と他責に考えてしまいがちです。

自責(自罰的)、他責(他罰的)の2つだけしか方向がないわけではないですが、他責で考えているうちは社内問題は解決しません。

現実と目標(理想)にあるギャップをどう埋めるか、それは自分で埋めていかなければ埋まらないということです。

一般社員のレベルでも、管理職のレベルでも、常に自責で考え、具体的な行動を起こすことでしか問題は解決しないことが言葉を変え、立場を変え繰り返して書かれています。

コンサルタントの方が著者である分、後半は実践的になり急に(私にとっては)退屈になりますが、どの職位の人が何の仕事をするべきなのかが書かれた本です。

私にとっては、何回読んでも、反省の1冊です。



気付き日報



社会保険労務士法人アイプラス

代表社員 社会保険労務士 今井洋一

TEL : 03-3791-1181 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@sr-plus.co.jp

受付時間 9:30～18:00 (土日祝日および弊社休日を除く)

http://sr-plus.co.jp/

いかがでしょうか？引き続き、定期的に参考になりそうな情報をお届けさせていただければ幸いです。

もし、ご不要な場合は配信停止を致しますので、ご連絡ください。

-----YouTube YouTube はじめました「youtube 社労士 アイプラス」で検索ください-----